

宇部市子ども等生活支援・見守り強化事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 募集の目的

地域こどもの生活支援強化事業は、国の定める「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」に基づき、宇部市(以下、「本市」という。)において、多様かつ複合的な困難な状況に置かれた子ども等に対し、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

支援対象児童等見守り強化事業は、国の定める「支援対象児童等見守り強化事業実施要綱」に基づき、本市において、家庭環境の変化等による児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、本市が見守りの必要があると認めた児童等に対し、民間団体等が居宅訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じたこどもの見守り体制の強化を図るとともに、必要に応じて本市や関係機関に情報提供を行い、適切な支援につなげることを目的とする。

これら2つの事業を同一事業者が実施することにより、組織内の情報共有や一体行動によって、継続的な見守り支援を行うことで、利用者の安心につなげるとともに業務の効率化を図る。

これらを踏まえ、本業務に対して提案を募り、実効性が高いと評価される者を受託候補者として選定する。

なお、本業務については、市議会での令和7年度予算の議決を前提としており、議決がない場合は契約に至らないものとする。

2 本業務の概要

(1)別紙「宇部市子ども等生活支援・見守り強化事業仕様書」のとおり

(2)委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

なお、本市が適正な運営を行っている判断した場合は、3年を限度に契約を更新することができる。

3 本業務に関する費用

(1)11,633,000円を上限とする。

なお、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(2)上限額の内訳

ア 宇部市地域こどもの生活支援強化事業 5,633,000円

イ 宇部市支援対象児童等見守り強化事業 6,000,000円

ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

(3)委託料に含まれる経費

別紙「子ども等生活支援・見守り強化事業業務委託仕様書」のとおり

4 実施形式

公募型プロポーザル方式で行う。

5 参加資格要件

資格を有する者は、別添の仕様書で定める委託業務を適確に遂行するに足りる能力を有し、以下の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていない者。
- (2) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

6 実施要領等の配布

令和7年1月31日(金)～令和7年2月10日(月)まで

※宇部市ウェブサイトから入手すること。

7 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザルの受付開始	令和7年1月31日(金)
実施要領等の配布期間	令和7年2月10日(月)まで
参加表明書等の提出期限	令和7年2月10日(月)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年2月25日(火)午後5時まで
企画審査(二次審査)	令和7年3月 6日(木)
受託候補者の決定及び通知	令和7年3月10日(月)

8 質問事項の受付及び回答

- (1) 提出様式 質問書(様式4)で提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年2月5日(水)午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メールによる

※電話により事務局へ着信を確認すること。

- (4) 提出先 「15 事務局」と同じ

- (5) 質問の回答 宇部市ウェブサイトにて令和7年2月7日(金)までに公表する。

なお、質問の回答は、この要領と一体のものとして、要領の内容と同等の効力を有するものとする。

9 応募方法

本プロポーザルの参加希望者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 一次審査提出書類等

- ア 参加表明書(様式1ア-1)
- イ 団体概要書(様式2)
- ウ 役員名簿(様式任意)

エ 業務経歴書(様式3)※本事業に類似する過去の実績等を示すこと。

オ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないことがわかる証明書

(2)提出期限(一次審査) 令和7年2月10日(月)午後5時まで

(3)二次審査提出書類等

ア 企画提案書(様式1ア-2)

イ 提案書(様式任意)

ウ 業務工程表(様式任意)

エ 業務実施体制(様式任意)

※総括責任者及び担当者の氏名、業務の分担内容及び業務実績等も記載すること。

オ 見積書(様式任意) ※可能な限り内訳を記載するよう努めること。

(4)提出期限(二次審査) 令和7年2月25日(火)午後5時まで

(5)提出部数 正本(代表者印押印のもの) 1部

副本(正本のコピー) 5部

※参加表明書は、1部のみ提出

(6)提出方法 持参(土、日曜日又祝日を除く午前9時から午後5時まで)

又は郵送(配達証明付書留郵便とし提出期限内必着)とする。

(7)提出先 「15 事務局」と同じ

※プロジェクターの使用も可能であるが、提出した提案書に基づき説明を行うこととし、追加での提案説明や資料配付は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、パソコンについては応募者の持込とする。

10 審査及び受託候補者の選定について

受託候補者は、宇部市こども等生活支援・見守り強化事業選定委員会要綱に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という)による審査で選定するものとする。

企画提案書等を基にプレゼンテーションによる審査を行う。審査委員会は、プレゼンテーション及び質疑応答等、評価基準に基づき順位を決定する。

・日 時: 令和7年3月6日(木)時間未定

・実施場所: 宇部市保健センター(予定)

・持ち時間: 説明20分+質疑応答10分 計30分以内

・出席者: 2名以内とする。なお、プレゼンテーションを行うものは、本業務に携わる担当者とする。

※ 各提案者への時間の割り当ては、参加者数により、時間・場所等が変更になる場合もあるため、提出後電子メール等により連絡する。

※ 日時等の詳細については、応募者に別途通知するものとする。リモートによる審査を希望する場合は、事前に連絡すること。

11 候補者特定方法

(1)本業務の事業受託に応募した事業者について参加資格要件を確認する。

(2)提案書(事業企画書)を提出してもらい、評価基準・配点に基づき審査、候補者を選定する。

(3) 候補者に必要な最低評価点数は、審査員の点数平均が、50点満点中30点以上とする。

12 結果の通知

本実施要項に基づき開催された選定審査委員会の結果を、提案書を提出した者に郵送で通知するとともに、本市公式ウェブサイトで公表する。

13 その他留意事項

- (1) 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の企画提案書・業務工程表・見積書の内容については、本業務の受託候補者を決定するためのものであり、今後、本市との協議を行った後、内容を決定することとなる。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 二次審査に欠席した場合、又は辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (5) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合は失格とする。
- (6) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (7) この手続きの応募者が、業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなったとき、又は企画提案に際して虚偽の内容があったときなど契約の相手方とすることが不適当と認められるときは、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合がある。
- (8) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。また、提出された企画提案書等は、業務目的以外のものには使用しない。なお、本市は提出された書類の全部又は一部を公開することがある。
- (9) 応募受付後に参加を辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

14 評価基準

審査における評価項目及び審査事項は以下のとおり。

※評価点は、各審査員の合計点数の平均点とする。

評価項目		審査事項	配点
基本的な考え方		・業務目的と期待する効果が理解され、その実現に有効な提案となっているか。	10
		・業務委託仕様書に沿った提案内容となっているか。	
		・利用者の公平な利用とニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等が講じられているか。	
企画提案	個人情報の適切な保護	個人情報の適正な保護のための具体的な方策が講じられているか。	20
	こども等の発見から必要な支援につなげるための取組	事業目的に沿った内容となっているか。また、実現性があるか。	
	こども等の状況把握(見守り支援)の実施	・事業目的に沿った見守り、状況把握となっているか。また、実現性があるか。 ・当該業務を実施するうえでの課題や問題点を把握し積極的に取り組む姿勢や意欲があるか。	
	こども等に対して、関係機関等と連携し寄り添った支援の実施	・事業目的に沿った内容となっているか。また、実現性があるか。 ・当該業務を実施するうえでの課題や問題点を把握し積極的に取り組む姿勢や意欲があるか。	
危機管理体制		災害や事故発生などの緊急時に対応できる体制が考えられているか。	5
事業遂行能力		・確実に業務を遂行できる体制が組まれているか。 ・こども等の支援に係る活動実績等から業務を遂行できるか。	10
事業経費		提案内容に対し、費用及び積算根拠が妥当であるか。	5
合 計			50

※別表評価基準に基づき、各審査員の評価点を合計し、平均点数の6割以上(30点以上)となった提案書の中から、総合点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定する。

15 事務局(問い合わせ先)

宇部市こども未来部 こども支援課

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目4番25号 多世代ふれあいセンター1階

電話:0836-31-1732 FAX:0836-21-6020

Eメール:ubehapi@city.ube.yamaguchi.jp